

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定
(障害福祉課) 一

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正
(水産林政総務課) 二

○土地改良区役員の就任の届出
(大河原地方振興事務所) 二

公 告

○土地改良区の定款変更の認可
(北部地方振興事務所) 二

選挙管理委員会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
(震災復興推進課) 二

○宮城県公職選挙執行規程の一部改正
(建築宅地課) 二

収用委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部改正
(地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数) 三

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数) 三

○定期監査の結果の公表
(監査委員) 四

○県道石巻鮎川線給分浜4号事件裁決手続開始決定
(収用委員会) 六

○石巻市道元明神大街道東二丁目線2号事件裁決手続開始決定
(収用委員会) 七

告 示

○石巻市道元明神大街道東二丁目線3号事件裁決手続開始決定

八

○宮城県告示第七百二十九号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和二年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二六三〇〇九八	放課後等デイサービスびあ・すてじ宮城県利府町森郷字石田二五番三	放課後等デイサービス	一般社団法人福祉の里	令和二年九月一日

○宮城県告示第七百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
令和二年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇七〇〇六〇三	HELLOS名取市手倉田字諏訪五一八番地二	就労継続支援A型	一般社団法人HELLOS	令和二年九月一日
○四一一三〇〇四五二	就労支援事業所チャレンジド岩ヶ崎上栗原市栗駒岩ヶ崎上小路二七	就労継続支援B型	株式会社リッツ	令和二年九月一日
○四一二六三〇一八八	生活介護 ぴあ・すてじ宮城県利府町森郷字石田二五番三	生活介護	一般社団法人福祉の里	令和二年九月一日
○四一三一〇〇二八〇	にじいろてらす遠田郡涌谷町小里字新一の坪八一番地一	就労継続支援B型	一般社団法人ALC	令和二年九月一日

○宮城県告示第七百三十一号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年九月八日から施行する。

令和二年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業（のり養殖業）の表宮城県第22加入区の項中「〇陸田区及び三番所地区のうち陸上の区域」を「及び仙南支所の地区」に改め、同表宮城県第32加入区の項中「〇海田漁業協同組合の仙南支所の地区のうち互理の区域」を「〇久番」に改め、同表宮城県第33加入区の項中「〇海田漁業協同組合の仙南支所の地区のうち山田の区域」を「〇久陸」に改める。

○宮城県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和二年九月八日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 笹 出 陽 康

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年八月二十七日	佐藤 政市	刈田郡蔵王町大字円田字入山三十番地四	理事
令和二年八月二十七日	吉田 研一	刈田郡蔵王町大字平沢字田中百九十一番地一	監事

○宮城県告示第七百三十三号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年九月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年九月八日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 東日本大震災復興検証報告書作成等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部震災復興推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年八月三日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般財団法人NHKサービスセンター 東京都渋谷区宇田川町四十一番一号
- 五 契約金額 九千九百三十九万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県利府町菅谷字馬場崎二十三番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市若林区六丁の目中町十二番八号

岩田 歩美

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年九月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

塩竈市野田百一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市泉区八乙女四丁目一番地の三
株式会社日技

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十四号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。
第六十五号様式中

届出 受理 番号	届出 年 月 日	届出 の 別	ふりがな (候補者氏名 通称名何其)	本籍	住所	生年月日	党派	職業	一のウエブサイト 等のアドレス

を

届出 受理 番号	届出 年 月 日	届出 の 別	ふりがな (候補者氏名 通称名何其)	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウエブサイト 等のアドレス

に改める。

附 則

この告示は、令和二年九月八日から施行する。

○宮選管告示第八十五号

令和二年九月一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)・第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合)にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和二年九月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、六二五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四一、四〇二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

- 青 葉 選 挙 区 八一、九七二 岩 沼 選 挙 区 一一、一三六
- 宮 城 野 選 挙 区 五三、一六二 登 米 選 挙 区 二二、二四六
- 若 林 選 挙 区 三八、五一三 栗 原 選 挙 区 一九、二六六
- 太 白 選 挙 区 六四、八二四 東 松 島 選 挙 区 一一、一三一
- 泉 選 挙 区 五九、八七〇 大 崎 選 挙 区 三六、三三二
- 石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区 四二、三五三 富 谷 ・ 黒 川 選 挙 区 二五、四五二
- 塩 釜 選 挙 区 一五、四四五 柴 田 選 挙 区 二二、八六五
- 気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区 二一、六七六 亘 理 選 挙 区 一三、〇六〇
- 白 石 ・ 刈 田 選 挙 区 一三、四一二 宮 城 選 挙 区 一三、八九一
- 名 取 選 挙 区 二一、五四三 加 美 選 挙 区 八、四三五
- 角 田 ・ 伊 具 選 挙 区 一一、〇〇九 遠 田 選 挙 区 一一、五四六
- 多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区 二二、六〇九

○宮選管告示第八十六号

令和二年九月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年九月八日

宮城県経営管理委員会

委員長 三 喜 大 強

川田 一 一 四〇一

監査委員

○宮城県監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る令和2年度定期監査の結果については、次のとおりです。

令和2年9月8日

宮城県監査委員	本 木 忠 一
宮城県監査委員	大 田 稔 郎
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加里

1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等
別紙のとおり。

2 監査結果

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

- ・ 公営事業課及び水道経営課
流域下水道事業において、地方公営企業法適用のメリットを十分に活かしていない取扱いが認められたので、改善されたい。

(内容)

流域下水道事業に対する一般会計からの補助金において、平成26年度包括外部監査の指摘を踏まえずに、従来の特別会計での取扱いをそのまま踏襲し、消費税法上有利となる取扱いを行っているなかったもの。

別紙

○宮城県水道用水供給事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課

令和2年7月16日

大崎広域水道事務所

令和2年7月14日

令和2年7月8日

2 事業概要

本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市、 加美町、 大和町、 大衡村 栗原市、 涌谷町、 天郷 (10市町村)	富谷市、 美里町、 松島町、 昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市、 塩竈市、 名取市、 岩沼市、 大衡村、 大衡村、 山元町、 七ヶ浜町、 利府町 (17市町)	白石市、 多賀城市、 藤王町、 柴田町、 松島町、 平成2年度

3 事業実績

令和元年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	23,147 ^{千㎡}	3,491,324 ^{千円}	2,796,438 ^{千円}	594,055 ^{千円}	1,225,096 ^{千円}
仙南・仙塩広域水道事業	71,557	13,004,559	8,833,993	3,848,050	7,543,813
合 計	94,704	16,495,883	11,630,430	4,442,104	8,768,909

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課

令和2年7月16日

大崎広域水道事務所 令和2年7月14日

仙南・仙塩広域水道事務所 令和2年7月8日

2 事業概要

本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。
事業廃止した仙南工業用水道事業については、清算事務が完了した。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大10万m ³	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、大和町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大10万m ³	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大5万8,500m ³	大崎市、大和町、大衡村、加美町(4市町村)	昭和55年度
仙南工業用水	七ヶツム宿ム		事業廃止	

3 事業実績

令和元年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処分欠損金△)
仙塩工業用水	10,291千m ³	758,911千円	664,417千円	82,807千円	345,444千円
仙台圏工業用水	15,042	569,347	433,304	120,325	339,174
仙台北部工業用水	7,530	599,791	450,070	135,246	△ 277,652
仙南工業用水	-	3,178	14	3,164	0
合計	32,863	1,931,226	1,547,804	341,543	406,966

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税及び地方消費税を含み、経営状況のコストは消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 令和2年7月16日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び地域の振興に資する事業への長期貸付等を行っている。

3 事業実績

令和元年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
地域整備事業	537,199千円	302,668千円	234,392千円	234,392千円

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額のコストは消費税及び地方消費税を含み、経営状況のコストは消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県流域下水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課 令和2年7月16日

中南部下水道事務所 令和2年7月15日

東部下水道事務所 令和2年7月15日

2 事業概要

本事業は市町村が管理する下水道から排除された下水を処理するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	処理能力	関連市町村	供用開始年度
仙塩流域下水道事業	1日最大22万2,000m ³	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	昭和53年度
阿武隈川下流域下水道事業	1日最大12万5,000m ³	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亶理町	昭和59年度

鳴瀬川流域下水道事業	1日最大 8,800㎡	大崎市, 美里町	(2市町)	平成4年度
吉田川流域下水道事業	1日最大 4万1,825㎡	富谷市, 大和町, 大郷町, (4市町村)		平成4年度
北上川下流流域事業	1日最大 3万8,800㎡	石巻市, 東松島市	(2市)	平成10年度
北上川下流東部流域事業	1日最大 2万5,300㎡	石巻市, 女川町	(2市町)	平成12年度
迫川流域下水道事業	1日最大 9,650㎡	登米市, 栗原市	(2市)	平成12年度

3 事業実績
令和元年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	総流入量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
仙塩流域事業	39,874	3,991,831	3,827,237	176,265	176,265
阿武隈川下流流域下水道事業	32,082	4,838,701	4,519,824	317,003	317,003
鳴瀬川流域事業	2,417	755,255	643,511	111,728	111,728
吉田川流域事業	11,116	1,441,069	1,328,610	110,929	110,929
北上川下流流域事業	7,720	1,593,001	1,337,890	262,221	262,221
北上川下流東部流域下水道事業	4,329	2,041,247	2,016,518	35,378	△ 165,214
迫川流域事業	2,462	1,364,572	1,221,167	142,930	142,930
合計	100,000	16,025,677	14,894,758	1,156,453	955,861

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。
2 決算額のコストは消費税及び地方消費税を含み、経営状況のコストは消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第29号
土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年9月8日

宮城県収用委員会

- 1 起業者の名称
宮城県
- 2 事業の種類

県道石巻鮎川線改築工事(給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内までのうち石巻市大原浜一の畔地内)

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 宮城県石巻市大原浜一の畔

地番	地目		地積(㎡)		収用又は使用しようとする土地の面積(㎡)	
	公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
20番1	山林	山林	4,245	4,233.41	1,674.75	1,848.37
20番2	山林	山林	5,487	5,494.91	363.51 59.57	15.04

- 4 土地所有者の氏名及び住所

- (1) 宮城県石巻市大原浜一の畔20番1
不明 ただし、別紙記載の登記名義人及び登記名義人の法定相続人のうち、番号1から49番までの者
- (2) 宮城県石巻市大原浜一の畔20番2
不明 ただし、別紙記載の登記名義人及び登記名義人の法定相続人のうち、番号1から15番までの者、番号17番から50-3番までの者

- (注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の勤務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45条)に規定する県の勤務時間とする。
- 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

抵当権者

不明 ただし、土地の登記事項証明書上の抵当権者 大原浜北山施業森林組合

牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町58番地

なお、法人登記上の住所 牡鹿郡大原村大原濱字町58番地

(抵当権 受付年月日及び受付番号 昭和8年4月20日第203号)

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和2年8月27日

○宮城県収用委員会告示第30号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年9月8日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

石巻市

2 事業の種類

市道元明神大街道東二丁目線新設工事(宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門脇字浦屋敷地内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで)及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在 宮城県石巻市大街道東二丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)	実 測	収用しようとする土地の面積(㎡)
	公 簿	現 況			
104番22	畑	宅地	145	233.86	208.74
104番27	宅地	宅地	170.36	170.92	42.84
104番30	宅地	公衆用道路	15.25	16.46	1.93
104番42	畑	宅地	24	20.61	2.48

104番58	畑	宅地	249	249.16	189.35
104番59	畑	宅地	547	20.73	5.12
104番60	畑	宅地	81	81.01	31.70
104番61	畑	宅地	30	32.87	21.27
104番81	畑	宅地	29	31.04	31.04
104番102	公衆用道路	公衆用道路	17	17.97	7.16
104番103	畑	宅地	45	45.04	13.50
104番104	公衆用道路	公衆用道路	12	12.19	12.19
104番105	畑	宅地	4.86	4.86	4.86
104番106	公衆用道路	公衆用道路	22	22.31	12.81

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 宮城県石巻市大街道東二丁目104番22, 104番27, 104番30, 104番42, 104番58, 104番59, 104番60, 104番61, 104番81, 104番103及び104番105の土地
藤間 嘉子

宮城県石巻市大街道東二丁目7番1号

(2) 宮城県石巻市大街道東二丁目104番102, 104番104及び104番106の土地
持分10分の9 藤間 嘉子

宮城県石巻市大街道東二丁目7番1号
持分10分の1 葛西 誠

宮城県石巻市大街道東三丁目19番74号 市営大街道第二復興住宅2-44号
ただし、登記記録上の住所 宮城県石巻市門脇字本草園4番地の80

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 宮城県石巻市大街道東二丁目104番22, 104番42, 104番58, 104番59, 104番60, 104番102, 104番103, 104番104, 104番105及び104番106の土地
使用借権

土地にある物件の所有者（土地使用者）不明
ただし、（亡）藤間忠一法定相続人（別紙のとおり）のうち藤間嘉子以外の者

(2) 宮城県石巻市大街道東二丁目7番1号
宮城県石巻市大街道東二丁目104番27の土地
使用借権

土地にある物件の所有者（土地使用者）不明
ただし、（亡）藤間忠一法定相続人（別紙のとおり）のうち藤間嘉子以外の者

宮城県石巻市大街道東二丁目7番1号
使用借権
橋本産業株式会社

代表取締役 橋本 宏
代表取締役 橋本 庸輔

東京都台東区上野一丁目15番5号
(3) 宮城県石巻市大街道東二丁目104番30の土地
使用借権

双葉町第二町内会 班長 阿部 光彦
宮城県石巻市大街道東二丁目8番13号

(注) 別紙については、当委員会事務局に備えて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和2年8月27日

○宮城県収用委員会告示第31号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年9月8日

宮城県収用委員会

- 1 起業者の名称
石巻市
- 2 事業の種類

市道元明神大街道東二丁目繰新設工事（宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門脇字浦屋敷地内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで）及びこれに伴う市道付替工

事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 宮城県石巻市大街道東二丁目

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
104番26	公衆用道路	公衆用道路	59	83.80	201.4

4 土地所有者の氏名及び住所
別紙のとおり

(注) 別紙については、当委員会事務局に備えて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和2年8月27日